

がんばれ！地域林業サポート事業助成金交付規程

最終改正平成 22 年 4 月 28 日
全国木材協同組合連合会

(注：最終改正箇所は下線表示)

第 1 趣旨

全国木材協同組合連合会（以下「全木協連」という。）は林業・木材産業等振興対策事業実施要綱（平成 17 年 3 月 23 日付け 16 林政経第 161 号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表の事業の種類欄の 1 の事業内容欄の 3 及びがんばれ！地域林業サポート事業実施要領（平成 20 年 3 月 31 日付け 19 林政経第 294 号林野庁長官通知。以下「要領」という。）に基づく、がんばれ！地域林業サポート事業を実施するに当たっては、要綱及び要領に定める事項のほか、この規程に定めるところによるものとする。

第 2 事業の内容

全木協連は、要領第 2 の 1 に定めるリース料助成事業について、低コストで安定的な国産材の供給の実現に資するため、要領第 2 の 1 の(2)に定める要件を全て満たしている場合において、次に定めるところにより、当該リース契約に係るリース料の一部について助成を行うものとする。

1 助成の申請

機械の借受けに当たってリース料の助成を希望する者（以下「借受者」という。）は、要領第 2 の 1 の(3)に基づき、別記様式第 1 号によりリース料助成申請書（以下「申請書」という。）を全木協連に提出するものとする。

2 助成の決定

全木協連は、申請書の提出があった場合には、要領第 2 の 1 の(1)に規定する審査委員会の審査を経て、リース料の助成の可否等を決定し、別記様式第 2 号により、借受者及び当該借受者に対し林業機械をリース契約により使用させる事業を兼業又は専業として営む者（以下「リース会社」という。）にその旨を通知する。なお、審査委員会の運営に関する事項を別に定めるものとする。

3 リース料の助成

(1) 全木協連は、リース料助成に係る経費（以下「リース資金」という。）及びその運用益の範囲においてリース料の助成件数等を決定するものとし、その資金が不足

すると認められる場合は、助成の要望状況に応じて、助成対象となる機械総額の上
限を設けることができる。

- (2) 全木協連は、リース料の助成を決定したときは、別記様式第3号により、要領第
2の1の(5)のイを内容とする三者契約を締結し、要領第2の1の(5)のアにより
算出した助成額を、本契約に基づきリース会社に支払うものとする。

なお、助成月額、100円未満の端数を切り捨てるものとする。

- (3) 本事業によるリース料助成の対象外となる経費がリース契約に含まれている場
合は、当該経費を除いて助成額を算出するものとする。

- (4) 決定された助成額については、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除き、
変更しないものとする。

ア 助成の決定後において、第2の5の(2)に基づき、変更申請書が提出され、助成
額の変更を審査委員会が認めたとき

イ リース契約が変更され、助成額の変更を審査委員会が認めたとき

ウ その他の事由により審査委員会が認めたとき

4 助成金の交付

- (1) リース会社は、借受者からリース料を受け取ったときは、4月分から6月分、7
月分から9月分、10月分から12月分及び1月分から3月分に係る助成額をまと
め、それぞれ翌月10日までに別記様式第4号のリース料助成金請求書を全木協連
に提出するものとする。

- (2) 全木協連は、リース会社より提出されたリース料助成金請求書の内容が適正であ
ると認めたときは、7月、10月、1月及び4月の末日までに、助成金をリース会
社に交付するものとする。

5 届出

- (1) 借受者は、本事業により導入した機械の使用状況等について、別記様式第5号に
より、毎年度の5月末日までに全木協連に提出しなければならない。

- (2) 借受者は、第2の2の助成の決定後において、第2の1の申請の内容に変更が生
じたときは、別記様式第6号の1又は別記様式第6号の2により、変更の内容を記
載した変更承認申請書を速やかに全木協連に提出しなければならない。

- (3) 全木協連は、(2)の届出があったときは、審査委員会の審査を経て、リース料の
助成の継続及び必要に応じて助成額変更の可否を決定し、借受者及びリース会社に
通知するものとする。

6 助成の中止及び返還

- (1) 要領第2の1の(7)のア～カのいずれかに該当する場合は、全木協連が当該事由
に該当すると認めた期日以降の助成金の交付を中止し、既に支払った助成金の全部
又は一部について借受者に返還を求めることができるものとする。

- (2) 要領第2の1の(7)の力の補助事業者が別に定める届出とは、5によるものとす

る。

- (3) 全木協連は、(1)による助成金の返還が遅延したときは、借受者に対し、遅延した額につき、年利 10.95%の割合で計算した額を遅延利息として支払わせることができるものとする。

第3 調査

- 1 全木協連は、本事業の実施に関し必要があると認めるときは、実態調査を行うことができる。
- 2 借受者及びリース会社は、正当な理由なく、1の調査を拒んではならない。

第4 その他

- 1 借受者は、本事業に係る経理については、他の事業と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。
- 2 1の関係書類の保管は、事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

附則

この規程は、林野庁長官の承認があった日（平成22年4月28日）から適用する。

全国木材協同組合連合会会長 殿

住所又は所在地

名称

代表者名

印

がんばれ！地域林業サポート事業

リース料助成申請書

がんばれ！地域林業サポート事業によりリース料の助成を受けたいので、がんばれ！地域林業サポート事業助成金交付規程第2の1に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 リース契約の内容 別添1のとおり
- 2 リース会社の概要 別添2のとおり
- 3 申請者の概要 別添3のとおり
- 4 機械導入の目的
注) 機械の新規導入ではなく追加、更新の場合はその旨、記述すること。
- 5 事業計画書 別添4のとおり
- 6 リース契約書の写し(未締結の場合はリース物件注文書又は同見積書を添付し、後日、契約書の写しを送付のこと。また、機械カタログ、仕様書を添付すること。トラクタ、グラップルショベル、ログリフト等実施要領に列挙されていない機械又は建設用機械との汎用性の高い機械については林業用専用であることが分かる資料を添付すること。また、集材専用ブルドーザーについては、集材ブルスキッドと表記すること)

注) 1事業体で複数の機械を申請する場合は当該申請書は共通とし、別添1～4及び参考資料等を複数添付

別添 1 (リース会社が作成)

リース契約の内容

1 リース物件

商品名 (付属機器を含む)	型式	数量	取得額 (消費税を含む) 円	製造又は販売会社

2 リース物件保管場所

住所 〒 _____
_____ 都道府県 _____ 区都市 _____ 区町村

電話 _____ (_____) _____

3 リース予定期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (_____ ヶ月)

4 1ヶ月当たりのリース料 (消費税含む) _____ 円

5 リース料総額 (消費税含む) _____ 円

6 記入者名

役職 _____ 氏名 _____
電話 _____
F A X _____
E-mail _____

別添2 (リース会社が作成)

リース会社の概要

- 1 会社名 _____
- 2 代表者名 _____
- 3 所在地 〒 _____
_____ 都道府県 _____ 区郡市 _____ 区町村

電話 _____
- 4 設立年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 5 従業員数 _____ 人 (平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日現在)
- 6 資本金 _____ 百万円 (平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日現在)
- 7 直近1ヶ年度のリース取扱高 _____ 百万円 (_____ 年度)
- 8 リース助成金の振込先
(1) 住所 〒 _____
_____ 都道府県 _____ 区郡市 _____ 区町村

名称 _____ 代表者 _____
(2) 金融機関名 _____ 本・支店
(3) 口座の種類 普通 ・ 当座
(4) 口座名義 _____
(5) フリガナ _____
(6) 口座番号 _____
- 9 記入者名
役職 _____ 氏名 _____
電話 _____ F A X _____
E-mail _____

別添3（借受者が作成）

借受者の概要

- 1 組織名 _____
- 2 代表者名 _____
- 3 所在地 〒 _____
_____都道府県_____区都市_____区町村

- 4 設立年月日 _____年 _____月 _____日
- 5 従業員数 _____人（うち臨時雇用 _____人）（平成 _____年 _____月 _____日現在）
- 6 資本金 _____百万円（平成 _____年 _____月 _____日現在）
注）森林組合にあっては出資金を記入すること。
- 7 主な事業内容（注）組織全体の事業内容を最初に、次に関係する事業内容を分かりやすく記述すること。）

概要

取扱高 _____千円（_____年度）

8 林業機械の保有状況

種類	商品名	型式	製造又は販売会社	数量	導入年度	補助金名

注：1 作業機とベースマシンの別に記入すること

2 種類欄は、次の区分で記入すること

ハーベスタ	プロセッサ	スキッダ	フォワーダ
タワーヤーダ	スイングヤーダ	フェラーバンチャ	
その他の高性能林業機械	グラップル	自走式搬器	
集材機	グラップル付きトラック	グラップルソー	

3 補助金を活用して導入した場合は、補助金名欄に補助金の名称を記入すること

9 添付資料

- (1) 定款等
- (2) 役員名簿
- (3) 収支予算書
- (4) 当年度の事業計画書

注：1 決算書（損益計算書、貸借対照表）等を添付すること。

2 定款等、役員名簿を作成していない場合は添付不要。

10 記入者名

役職 _____ 氏名 _____

電話 _____

F A X _____

E-mail _____

別添4（借受者が作成）

年 月 日作成

事業計画書

1 素材生産量

区 分		年間生産量（m3、原木換算）								
		主伐			間伐			合計		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
従来	直近1ヶ年 （平成 年度）	/	()		/	()		/	()	
△用助 し成 た対 作象 業物 シ件 スを テ活	1年目 （平成 年度）	()			()			()		
	2年目 （平成 年度）	()			()			()		
	3年目 （平成 年度）	()			()			()		
事業 体全 体	直近1ヶ年 （平成 年度）	/			/			/		
	1年目 （平成 年度）	()			()			()		
	2年目 （平成 年度）	()			()			()		
	3年目 （平成 年度）	()			()			()		

注：1 直近1ヶ年は実績値のみ、1年目～3年目は計画値のみ記入すること

2 ()書きは、自ら所有する山林において実施する(した)数値を記入すること

2 作業システムの概要

作業工程	現在		今後	
	機械名	数量	機械名	数量

注：1 複数の作業セットを有する事業体は申請の機械に係る作業セットについて記述すること。

2 同一の機械名で更新、追加に係るものは数量を で囲って記述すること。

3 主な作業地の概要

傾 斜：
 樹 種：
 年 齢： 年生
 密 度：
 作 業 種：
 路網密度：

注) 申請に係る機械が使用される作業地について記述すること。

4 木質バイオマス(製材、パルプ・チップ、合板等)の安定的な供給に関する協定等

注) 助成対象物件を活用した素材の生産に関し

森林所有者との長期に事業を実施する契約 又は
 製材工場等に対し木質バイオマスを安定的に供給する協定等
 に関する実績又は計画がある場合には、下表に記入すること。

(1) 長期施業受託・木質バイオマスの供給協定に係る実績・計画

		計画値		実績値	
		面積(ha)/量(m3)	件数	面積(ha)/量(m3)	件数
直近1ヶ年 (平成 年度)	森林所有者との契約	/	/	/	/
	木質バイオマス供給協定				
1年目 (平成 年度)	森林所有者との契約	/	/	/	/
	木質バイオマス供給協定				
2年目 (平成 年度)	森林所有者との契約	/	/	/	/
	木質バイオマス供給協定				
3年目 (平成 年度)	森林所有者との契約	/	/	/	/
	木質バイオマス供給協定				

注：契約、協定等の期間はおおむね5年とする。

施業受託面積のうち集約化推進区域内におけるものは()に内数で記入する。

(2) 木質バイオマスの供給に関する協定の内容等

名 称： _____

締結相手： _____

内 容： _____

締結年月日(予定) : _____

5 機械化に関する人材育成への取組

機械のオペレーターや施業集約化のプランナーなど、低コストで安定的な国産材の供給に資する人材育成への取組み(予定を含む)を記入

別記様式第2号

がんばれ！地域林業サポート事業

リース料助成通知書

年 月 日

(借受者) 殿

(リース会社) 殿

全国木材協同組合連合会
会長
印

平成 年 月 日付け第 号で提出のありましたこのことについては、下記のとおり、リース料の助成を決定しましたので通知します。

記

1 借受者名

2 リース会社名

3 リース物件

商品名 (付属機器を含む)	型式	数量	取得額 (消費税を含む) 円	製造又は販売会社

4 リース料助成額 月額 円

5 助成期間

平成 年 月から平成 年 月まで(ヶ月)

助成契約を締結した月から起算して3年以内又は借受者とリース会社によるリース契約期間が終了する月までのいずれか短い方の期間です。

6 助成金の支払い

借受者、リース会社及び全国木材協同組合連合会の三者で、リース料助成契約を締結し、助成金を支払います。

7 その他

リース料助成契約書(3通)をリース会社に送付しますので、リース会社は次のものをとりまとめて提出してください。

- (1) リース料助成契約書 1部(借受者・リース会社押印)
- (2) リース契約書の写し(助成申込書に添付済みの場合は不要)
- (3) リース物件借受証の写し(又は契約開始日が特定できる書類)

契約番号：

平成 年 月 日

がんばれ！地域林業サポート事業

リース料助成契約書

甲（借受者）

住所又は所在地

名称

代表者

印

乙（リース会社）

住所又は所在地

名称

代表者

印

丙 東京都千代田区永田町2丁目4番3号

全国木材協同組合連合会

会長

甲と乙とが締結した平成 年 月 日付けリース契約（以下「甲乙間契約」という。）について、丙が定めたがんばれ！地域林業サポート事業助成金交付規程（以下「交付規程」という。）第2の3の（2）の規定に基づき、次のとおりリース料助成契約を締結し、その証として本契約書3通を作成し、甲、乙、丙が各1通を保有するものとする。

第1条 助成の対象とするリース物件は、別表のとおりとする。

リース期間 年 月 日～ 年 月 日

第2条 丙は、甲乙契約における甲の支払うリース料のうち、月額 円（以下「助成月額」という。）を、リース料助成の開始月から 月間、甲に助成するものとし、交付規定第2の4の（2）に基づき、毎年7月、10月、1月及び4月の末日までに、甲がそれぞれ前月末日までにリース料を支払った月数に応じて、乙が定めた金融機関の口座に振り込むものとする。

第3条 乙は、甲乙間契約における物件の貸受証の写しを丙に送付するものとする。

第4条 甲は、甲乙間契約に基づく甲の支払うリース料から第2条の丙の支払う助成月額

を差し引いた額を乙に支払うものとし、支払い方法は甲乙間契約によるものとする。

第5条 丙は、リース料の助成を中止したときは、遅滞なく、その旨を甲及び乙に対し書面で通知するものとする。

2 甲は、前項でリース料の助成が中止されたときは、甲乙間契約における甲の支払うリース料を乙に支払うものとする。

3 甲は、丙が乙に既に支払った助成額について、交付規程第2の6の(1)に基づき返還を求めた場合は、その額を丙の指定する期日までに支払うものとする。

4 甲は、前項による指定期日までに返還されないときは、その期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき助成額につき年10.95%の割合で計算した遅延利息を丙に支払うものとする。

第6条 乙は、甲乙間契約の解約・解除、期限の利益喪失の事態が生じたときは、遅滞なく、その旨を丙に対し書面で通知するものとする。

第7条 甲は、丙に対し、交付規程第2の5の(1)に規定する報告を翌年度5月末までに行うものとする。

第8条 丙及び丙の委託を受けた者は、この事業の実施に関し、甲の事業場に立ち入って調査を行うことができるものとする。

第9条 丙は、甲乙間契約に関し、助成額の支払いのほかは、一切の責任を負わないものとする。

第10条 この契約及び交付規程に定めのない事項については、甲、乙、丙は、誠意を持って協議するものとする。

別表

商品名 (付属機器を含む)	型式	数量	製造会社

別記様式第4号

年 月 日

全国木材協同組合連合会

会長 殿

(リース会社)

住所又は所在地

名称

代表者名

印

がんばれ！地域林業サポート事業

リース料助成金請求書

がんばれ！地域林業サポート事業助成規程第2の4の(1)に基づき、下記のとおりリース料助成金を請求します。

記

1 請求内訳

助成契約番号	賃借名	助成月額 円	助成対象期間 年 月 ~ 年 月分 ヶ月	請求計 円
			請求額計	

送金先

金融機関名	支店名	預金種	口座番号	名義人(カタカナ)

2 リース料受領証明書

助成契約番号	賃借者名	リース料 (月額) 円	受領期間 年 月 ~ 年 月 ヶ月	最終受領日 年 月 日	受領額計 円

注：上記金額には消費税を含む。

全国木材協同組合連合会

会長 殿

住所又は所在地

名称

代表者名

印

がんばれ！地域林業サポート事業
事業実績報告書

がんばれ！地域林業サポート事業助成金交付規程第2の5の(1)に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 素材生産量実績

区 分		年間生産量 (m3、原木換算)								
		主伐			間伐			合計		
		計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
助成対象物件を活用した作業システム	1年目 (平成 年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	2年目 (平成 年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	3年目 (平成 年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	4年目 (平成 年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
事業体全体	1年目 (平成 年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	2年目 (平成 年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	3年目 (平成 年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
	4年目 (平成 年度)	()	()	()	()	()	()	()	()	()

注：()書きは、自ら所有する山林において実施する(した)数値を記入すること

2 導入効果及び実績が70%に満たなかった場合の理由・改善方針を記入すること

別記様式第6号の1（助成申込書の記載内容を変更する場合）

年 月 日

全国木材協同組合連合会

会長 殿

（借受者）

住所又は所在地

名称

代表者名 印

がんばれ！地域林業サポート事業

リース料助成変更届

平成 年 月 日付け第 号で助成通知がありましたリース料助成申込書の記載内容について、下記のとおり変更しますので届けます。

記

1 変更内容

変更前	変更後
(変更内容を具体的に記入)	

2 変更の経緯と理由

(1) 経緯

(2) 理由

3 当初の事業計画に対するこれまでの達成状況及び今後の事業計画

別記様式第1号の別添4に準じて作成すること

なお、これまでの状況については実績値欄に記入するとともに、今後の事業計画を変更する場合は、当初の計画値を[]書きとした2段書きとして作成すること

4 変更年月日

5 添付資料

リース契約書の写し（リース契約の内容を変更した場合のみ）

別記様式第6号の2（リース契約を解約・解除する場合）

年 月 日

全国木材協同組合連合会

会長 殿

（借受者）

住所又は所在地

名称

代表者名 印

がんばれ！地域林業サポート事業

リース料助成変更届

平成 年 月 日付け第 号で助成通知がありましたリース料助成申込書に係る借受者とリース会社とのリース契約を解約（解除）します（しました）ので、下記のとおり届けます。

記

1 理由

2 解約（解除）年月日 平成 年 月 日

3 リース料最終支払年月日 平成 年 月 日